

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を 改正する政令案

関係資料

資料No. 1 － 1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正
する政令案について（要旨）

資料No. 1 － 2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正
する政令案要綱

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を 改正する政令案について（要旨）

1. 趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、所要の整備を行うもの。

2. 内容

- ・ 附則第 4 項から第 6 項までの削除

改正法により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 252 号。以下「施行令」という。）附則第 4 項から第 6 項までの根拠となる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。）附則第 5 条が削除されたことから、施行令附則第 4 項から第 6 項までを削除するもの。

- ・ その他

その他所要の規定の整備を行うもの。

3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号。）により、附則第四項から第六項までの根拠となる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。）附則第5条が削除されたことから、附則第四項から第六項までを削除すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。
- 三 この政令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。